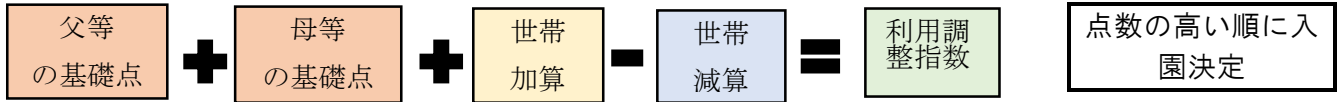


令和9年度4月高浜市指数判定基準

令和9年4月入所申込期間の申込みについては、保育の優先度を指数一覧表に基づき、次の方法により点数化し、点数の高い順に入園決定を行います。

○基礎点：父等・母等それぞれに、「保育を必要とする理由」から該当する最も点数の高い1項目を適用

○世帯加算、世帯減算：世帯や就労状況、入園希望の園など、該当する項目を世帯に適用



なお、上記判定においても同点の場合は(4)優先順位の順に入園が決定していきます。

【利用調整について】

- ・提出書類の内容について確認を行い、保育の必要性・保育の必要量等を精査した後、配点を行います。利用調整は、利用調整指数の高い方（同点の場合は優先順位の高い方）から順に行います。
- ・申込の際に希望する園のみで調整を行いますので、通園できる範囲でできるだけ多くの園を希望の高い順に選択してください。

※園によって利用可能時間・対象年齢が異なりますのでご注意ください。

※「令和9年度保育所等新規受入れ予定数」は、令和8年8月1日時点のものですので、受入れ予定数が増減する可能性があります。空き状況にかかわらず希望順に選択してください。

- ・入園できる園が内定した後に自己都合で入園を辞退した場合は、改めて入園申込みをしていただく必要がございますので、あらかじめよくご検討のうえ希望園を選択してください。

【月の就労時間について】

就労証明書の内容を基に、下記の考え方により月の就労時間を計算し指数一覧表の配点を行います。

※事業者の記載内容に誤りがないことをよく確認して提出してください。

- 就労時間は、休憩時間・残業時間を除いた実働時間で判定します。
- 月によって就労時間が変動する場合は、原則、就労開始月を除く就労実績時間の最も少ない月の就労時間の配点となります。
- 就労証明書の月の合計時間と就労時間に月間就労日数をかけた時間に相違があった場合、短い時間で配点しますので、事業者から受け取った後休憩時間等確認した上で提出してください。
- 就労証明書の就労時間が週の合計時間で記載されている場合は、4を乗じた時間を反映します。
- その他、就労証明書の内容に疑義がある場合は、**就労先に確認連絡を行いますので**ご承知おきください。

【育児休業の復帰について】

- ・育児・介護休業法に基づく短時間労働の復帰を予定されている場合、短時間勤務の就労時間ではなく、正規の就労時間にて判定します。なお、就労証明書のNo.11「復職（予定）年月日」の記載がある場合のみ世帯加算の対象となります。

【自営業について】

- ・保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」または「親族が事業主の法人格のない会社等で働く」場合を指し、別途「自営業を証明する添付書類」の提出が必要です。

【保育を必要とする証明書の提出について】

- ・令和8年10月7日（水）16：00までに該当する保育を必要とする証明書を電子申請または紙で必ず提出してください。期限内に提出がない場合は、求職活動とみなし配点します。

【ひとり親世帯について】

・ひとり親家庭状況申告書の提出があり、ひとり親に該当する世帯にのみ、父または母の基礎点に15点を加算します。

(1)基礎点 ※「保育所等入園のご案内」のP4「保育を必要とする証明書」の提出が必要です。

	事由	区分	表示区分	指数
1	就 労	外 勤 内 勤 自 営 業 在 宅 勤 務	月 150 時間以上勤務	15
			月 140 時間以上勤務	13
			月 130 時間以上勤務	12
			月 120 時間以上勤務	11
			月 110 時間以上勤務	10
			月 100 時間以上勤務	9
			月 90 時間以上勤務	8
			月 80 時間以上勤務	7
			月 70 以上勤務	6
			月 60 時間以上勤務	5
			内 職	月 60 時間以上勤務
2	出 産	出 産	出産予定日 2 か月前の月初日から出産（流産）日の 2 か月後の月末日まで	15
3	疾 病 障 が い	入院・常時臥床		15
		通 院	週 2 日以上で保育ができない疾病	10
			週 2 日未満で保育ができない疾病	5
		精 神 疾 患	精神疾患で保育ができない疾病	15
		手 帳 等 交 付	身体障害者手帳 2 級以上の交付	15
			身体障害者手帳 3 級以下の交付	10
			療育手帳の交付	15
			精神障害保健福祉手帳の交付	15
			精神障害者医療受給	15
		入院看護・介護	日中 4 時間以上 月 1 5 日以上看護・介護	10
看 護 ・ 介 護	同居の親族で日中 4 時間以上 月 1 5 日以上看護・介護	10		
	別居の親族を日中 4 時間以上 月 1 5 日以上看護・介護	8		
4	災 害 等	災 害 等	災害等でその復旧	15
5	求 職 活 動 等	求 職 活 動	入園後 2 ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	2
		起 業 準 備	入園後概ね 3 ヶ月以内に要件を満たす就労をする場合	3
6	就 学 等	就 学	学生 就学時間 週 3 0 H 以上	12
			学生 就学時間 週 2 0 H 以上	10
		職 業 訓 練	訓練 受講時間 週 3 0 H 以上	12
			訓練 受講時間 週 2 0 H 以上	10
7	そ の 他	児童虐待等の恐れがある世帯	県児童福祉相談センターより保育の実施が必要である旨の通知を受けた児童のある世帯	50

(2)世帯加算 ※世帯ごとの判定となりますので、同じ項目での加算はありません。

	表示区分	指数
1	里親委託が行われている世帯（県児童福祉相談センターより措置決定の通知を受けた児童のある世帯※措置決定通知の提出が必要）	50
2	ひとり親家庭状況申告書の提出がある母子家庭及び父子家庭で祖父母が同住所でない場合	5
3	ひとり親家庭状況申告書の提出がある母子家庭及び父子家庭で祖父母が同住所である場合	3
4	生活保護受給世帯	1
5	申込み時点で、次年度においても兄弟が在園している園を第1希望園としている場合	3
6	申込み時に4月1日入園申込みを兄弟同時に行っている場合	1
7	双子児以上の同時申込で希望園がすべて同じ場合	1
8	転園調査時に小規模保育所または家庭的保育所の2歳児クラスに在籍している場合（翼幼保育園及びたかとりこども園を除く）	40
9	転園調査時に調査表を提出している場合	3
10	入園申込時点で昨年度4月入園申込みを行っているが待機となっている場合（申込児童が申込時点で高浜市内認可保育所に在園している場合を除く）	2
11	希望園が9園以上の場合	1
12	育児休業が終了し、年度当初までに以前と同じ事業所に復職する場合（申込児童が申込時点で高浜市内認可保育所に在園している場合を除く）※1 ※2	3
13	入園時、就労の関係で朝7時よりの保育が必要と認められる場合 ※3 ※4	2
14	保護者が高浜市内の認可保育所で保育士(非常勤保育士を含む)・幼稚園教諭・保育教諭として就労している場合 ※5	4
15	保護者が市外の認可保育所で保育士(非常勤保育士を含む)・幼稚園教諭・保育教諭として就労している場合 ※5	1
16	身体障害者手帳1級又は2級の手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※6	1
17	療育手帳取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※6	1
18	精神障害者医療受給者又は精神障害者保健福祉手帳の取得者で障がい以外の事由を兼ねる場合 ※7	1

※1…就労証明書に記載された「復職（予定）年月日」が令和9年4月以前の日付である場合、または、「復職（予定）年月日」が4月以前ではないが「入所内定時育休短縮可否」が可となっている場合のみ加算。

※2…「復職（予定）年月日」が4月以前でない場合は入所内定後に令和9年4月以前の日付に変更された就労証明書の再提出が必要。

※3…よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さんさん保育園・たかはまこども園を第一希望の場合のみ加算。

※4…就労証明書のNo.6に記載された勤務時間が延長保育を必要とする場合のみ加算。（残業等は含みません）

※5…保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格の提出がある場合のみ加算

※6…手帳の写しを添付してください。

※7…精神障害者医療受給者証又は精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。

(3)世帯減算 ※世帯ごとの判定となりますので、きょうだいが該当する場合は減算対象となります。同じ項目での減算はありません。

	表示区分	指数
1	保育料を滞納している世帯（入園申込時点で入金を確認できない場合）	-10
2	希望月が令和7年4月～令和8年9月までの入園調整において入園面接終了後に自己都合により入園を辞退したと判断される場合	-5
3	一か月の就労日数が15日未満の場合	-1
4	一か月の就労日数が10日未満の場合	-4
5	申込時点で現在の就労先の在籍が2か月未満の場合	-1
6	自営業を証明する添付書類として「確定申告書（第一表・第二表）」または「源泉徴収票」のどちらも提出できない場合	-5

7	自営業かつ年間収入額が 100,000 円未満	-2
8	書類不備及び未提出または、申込内容に虚偽がある場合（在留カードの添付がない、(3) 6 以外の自営業を証明する添付書類の提出がない等）	-10

(4)同点時の優先順位

1	虐待や DV の恐れがあるなど社会的擁護が必要な世帯
2	生活保護世帯
3	ひとり親世帯 ※ひとり親家庭状況申告書の提出がある世帯
4	父または母が身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている世帯
5	転園調査時に小規模保育所または家庭的保育所の 2 歳児クラスに在籍している場合（翼幼保園及びたかとりこども園を除く）
6	申込時点で第一希望園にきょうだい児が在籍している
7	きょうだい同時申込かつ第一希望園が同一園である
8	第一希望園の所在地と住所の学校区が同じである
9	育児休業及び介護休業法に基づく育児休業・産前産後休業からの復帰に伴う申込
10	父母の基礎点が高い世帯
11	父母の世帯加算が高い世帯
12	令和 8 年度入園申込の待機順位が高い（申込児童が申込時点で高浜市内認可保育所に在園している場合を除く）
13	令和 8 年度の父母の市民税が非課税の世帯
14	令和 8 年度の父母世帯の所得割が非課税の世帯
15	令和 8 年度の世帯の扶養義務者（父・母または祖父母）所得割額の合計が低い世帯

※ 上記でも優先順位で決定できないときはエクセルによる抽選を行う。

【利用調整の例】

・利用調整前の各園の空き状況

園名	A 園	B 園	C 園	D 園
空き状況	空きなし	1 名	1 名	1 名

・各申込者の指数と希望園

氏名	指数	第 1 希望園	第 2 希望園	第 3 希望園	第 4 希望園
E さん	37 点	A 園	B 園	C 園	D 園
F さん	35 点	B 園	A 園	希望なし	希望なし
G さん	25 点	B 園	A 園	D 園	C 園
H さん	17 点	D 園	A 園	B 園	希望なし

指数の高い方から順に利用調整を行うので E さん→F さん→G さん→H さん の順で調整します。

●調整結果

① E さん…B 園に決定

② F さん…B 園と A 園で待機 1 番目

(A 園または B 園にあきが出た場合入園、A 園および B 園に同時に空きが出た場合 B 園に入園)

③ G さん…D 園に決定

④ H さん…D 園で待機 1 番目、A 園と B 園で待機 2 番目